

I T E R N B 用高電圧電源機器の
原子力安全境界設計検討に係わる労働者派遣契約
仕様書

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構
那珂フュージョン科学技術研究所
I T E R プロジェクト部 N B 加熱開発グループ

1. 件名

I T E R N B 用高電圧電源機器の原子力安全境界設計検討に係わる労働者派遣契約

2. 目的

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「Q S T」という。）では、国際協力の下で進めている国際熱核融合実験炉（I T E R）の核融合プラズマを加熱電流駆動する中性粒子入射装置（以下「N B I」という。）のうち直流1MVを伝送する高電圧電源機器の調達を担当している。このうち、伝送ライン3（T L 3）、高電圧デッキ2（H V D 2）、HVブッシング、及びこれらに付随する機器は、原子力安全の境界であるトリチウム境界を担う機器となっている。

本仕様書は、上記の機器について、原子力安全に係わる要求の整理・分析、原子力安全に係わる設計検討、必要な試験の検討及びこれらに付随する業務に従事する労働者の派遣について定めたものである。

3. 業務内容

本業務では、当該機器（T L 3、H V D 2、HVブッシング、及びこれらに付随する機器）に関する設計・検討作業を実施する。直流1MVの電気絶縁のために、これらの機器の容器内には絶縁ガス（0.6 MPaのS F 6ガス）を充填しているため、機器の容器は圧力容器となる。付随する機器としては、T L 3、H V D 2、H V B のすべてを通過するガス（圧縮空気・窒素・S F 6ガス）循環系、圧力隔壁、圧力弁、水やガス配管、計測線、計器、インターロック信号、これらの機器を支える支持架台などがある。本件では、当該機器に関して以下の業務を実施すること。業務にあたっては、Q S Tと十分打合せの上、実施すること。

（1）トリチウム境界に係わる要求の整理・分析作業

- ① 設計要求の整理作業
- ② 設計要求の分析作業
- ③ 現設計に対する影響の検討作業
- ④ 上記①～③に関連して必要となる作業
- ⑤ 上記①～④に関連して必要となる図書作成

（2）トリチウム境界に係わる機器の設計作業

- ① トリチウム境界に係わる設計検討作業
- ② 保護インターロックの設計検討作業
- ③ 据付・保守に関する検討作業
- ④ 上記①～②に関連して必要となる作業
- ⑤ 上記①～③に関連して必要となる図書作成

(3) トリチウム境界に係わる機器の試験内容検討作業

- ① ガス循環系に関わる試験の検討作業
- ② 圧力容器に係わる試験検討作業
- ③ 圧力隔壁に係わる試験の検討作業
- ④ 上記①-②に関連して必要となる作業
- ⑤ 上記①-③に関連して必要となる図書作成

(4) その他

- ① 上記(1)-(3)に関連する業務で必要となる外注用仕様書作成及び契約の作業管理
- ② 上記(1)-(3)に関連する業務で、派遣労働者の就業場所において自他に関わりなく派遣労働者の業務とされているもの
- ③ 試験装置の不具合発生時、復旧に向けた作業に従事すること
- ④ N B 加熱機器及び関連する調達機器の設計検討作業

4. 派遣期間、業務日及び業務時間、人員

(1) 派遣期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日

(2) 業務日及び業務時間

土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始(12月29日から翌年1月3日)、

その他Q S Tが指定する日(以下「休日」という。)を除く毎日。

9:00～17:30(休憩時間12:00～13:00)

必要に応じ、業務時間外であっても業務を実施する場合がある。

なお、業務時間外の労働の対価は、別途精算払いを行う。

派遣労働者が在宅勤務をする場合には、原則として就業時間外勤務及び出張・外勤を認めない。

(3) 人員 1名

(派遣労働者が不測の事態により業務に従事できず、業務に支障を及ぼすと認められる場合は、交代要員を配置させるなど、Q S T職員と協議の上、必要な処置を講じること。)

5. 派遣労働者が従事する業務に伴う責任の程度

役職なし

6. 就業場所

Q S T 那珂フュージョン科学技術研究所

I T E R プロジェクト部N B加熱開発グループ

住所：茨城県那珂市向山801番地1

ただし、必要に応じて派遣労働者の自宅等

TEL：029-270-2831

7. 組織単位

那珂フュージョン科学技術研究所 I T E R プロジェクト部 N B 加熱開発グループ

8. 指揮命令者

那珂フュージョン科学技術研究所 I T E R プロジェクト部 N B 加熱開発グループリーダー

9. 必要な要件

- (1) 原子力の安全設計・評価に係わる業務に3年以上従事した経験を有すること。
- (2) 機械構造物の設計に係わる業務に3年以上従事した経験を有すること。
- (3) 原子力、機械、または放射線に係わる資格（技術士（原子力・放射線））、または学位（修士以上）を有すること。
- (4) 業務を遂行する上で必要となる事務系パソコンソフト（MS-W o r d、MS-E x c e l）を用いて文書を作成する事が可能であること。
- (5) 業務を遂行する上で必要となる英文の読み書き及び英語によるメールのやり取りを実施することが可能であること。
- (6) 業務を遂行する上で必要な意思疎通を日本語で行うことが可能であること（日本語を母語とするか、日本語能力検定 N1 に合格していること）。

10. 派遣労働者を派遣元における無期雇用者又は60歳以上の者に限定するか否かの別

派遣労働者を「無期雇用派遣労働者又は60歳以上の者に限定しない」。

11. 服務等

一般健康診断については、派遣元が負担すること。

在宅勤務において、通信費・水道光熱費その他費用については派遣元又は派遣労働者の負担とする。

12. 提出書類

派遣労働者決定後、下記の書類のうち（1）～（5）については「指揮命令者」及び「派遣先責任者」（人事担当課）へ各1部、（6）については契約担当課へ速やかに提出すること。

- (1) 派遣元の時間外休日勤務協定書（写）（契約後）
- (2) 派遣元責任者の所属、氏名、電話番号（契約後及び変更の都度速やかに）
- (3) 派遣労働者の氏名等を明らかにした労働者派遣通知書（契約後及び変更の都度速やかに）
- (4) 派遣労働者の社会保険、雇用保険の被保険者資格の取得を証する書類（契約後及び変更の都度速やかに）

- (5) 仕様書「9. 必要な要件」に定める資格要件等を有することを証明する資料（契約後及び変更の都度速やかに）
- (6) その他契約上必要となる書類

※上記（1）の書類は、派遣契約開始日において有効なものに限る。人事担当課へ提出後に協定の有効期間が更新された場合、あるいは契約期間中に協定に変更が生じた場合はその写しを人事担当課へ速やかに提出すること。

※上記（3）の書類には、派遣する労働者の氏名、及び性別の記載を含むこと（派遣する労働者が45歳以上である場合はその旨（60歳以上の場合はその旨）、18歳未満である場合にあっては、年齢を記載すること。）また、派遣する労働者についての健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の被保険者資格取得届の提出の有無に関する記載及び派遣元において無期雇用であるか否かの別、協定対象派遣労働者に限定するか否かの別についての記載を含むこと。

※上記（4）における書類とは、派遣労働者を派遣する時点において、当該派遣労働者が各保険に加入していることを確認できるものであり、次のとおりとする。

- ・健康保険加入を証する書類として、資格確認書または健康保険・厚生年金保険者標準報酬決定通知書等
- ・厚生年金保険加入を証する書類として、健康保険・厚生年金保険者標準報酬決定通知書等
- ・雇用保険加入を証する書類として、被保険者証等

これらの書類は写しを提出するか、又は人事担当課へ写しを提示することとする（届出日付又は取得日付以外の不要な個人情報は黒塗りとすること）。派遣労働者が変更になった場合は、同書類を速やかに人事担当課へ提出又は提示すること。

1 3. 検査条件

毎月履行完了後、Q S T職員が、所定の要件を満たしていることを確認したことをもって検査合格とする。

1 4. 派遣先責任者

那珂フュージョン科学技術研究所 管理部 庶務課長

1 5. その他

- (1) 派遣期間終了後、派遣労働者を直接雇用する場合は、事前に派遣元に通知するものとする。
- (2) 本仕様書に定める就業場所以外（海外を含む。）で、立会い等の業務を実施する場合の出張旅費等については、別途精算払いを行う。
- (3) 派遣元は、Q S Tが核融合研究・開発を行う機関であるため、高い技術力及び高い信

頼性を社会に求められていること、また、国際協力で進められる I T E R 計画及び B A 活動の我が国の実施機関に指定されていることを認識し、Q S T の規程等を遵守し 安全性に配慮して業務を遂行し得る能力を有する者を従事させること。

- (4) 派遣元は、派遣労働者に欠務が生じるときは直ちに Q S T に連絡するものとし、欠務 減額するか又は交代要員を派遣するかを Q S T と協議し、その指示に従うこと。
- (5) 派遣元は、派遣者が放射線作業従事者として登録するために必要な教育（業務後、Q S T が実施すべき科目を除く。）を受講させること。
- (6) 派遣労働者が在宅勤務をする場合、Q S T の情報セキュリティ管理規程、情報セキュ リティ対策基準その他関連規程に定める内容を遵守すること。
また、特に次の事項に注意しなければならない。
 - ① 在宅勤務の際に作成した成果物等を、Q S T 外の者が閲覧、コピー等しな いよう最大の注意を払うこと。
 - ② ①に定める成果物等は紛失、毀損しないように厳格に取り扱い、確実な方法 で保管及び管理すること。

16. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法 律）に適用する環境物品（事務用品、O A 機器等）が発生する場合は、これを採用す るものとする。
- (2) 本仕様に定める提出書類（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定 める「紙類」の基準を満たしたものであること。

17. 協議

本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合 は Q S T と協議のうえ、その決定に従うものとする。

以上